

# I 子ども未来局機構図

(令和5年7月1日現在)





## II 職員構成

(令和5年7月1日現在)

局	部	課	係	事務職員	技術職員	業務職員	技能職員	計		
子ども未来局	子ども育成部	子ども企画課	庶務係	(※1) 8				8		
			施設保全担当		1			1		
			企画係	3				3		
			放課後児童係	(※3) 8				8		
			整備事業推進担当	1				1		
		子ども企画課計			20	1			21	
		子どもの権利推進課	子ども活動係	(※3) 6					6	
			子どもの権利推進担当	2					2	
			育成・支援担当	(※3) 4					4	
			子どものくらし支援担当	2					2	
			子どもの権利推進課計			14				14
		子ども育成部計			34	1	0	0	35	
		子育て支援部	子育て支援課	事務係	(※2) 7					7
				医療的ケア児保育推進担当			1			1
	子育て家庭係			5					5	
	調整担当			2					2	
	手当給付係			9					9	
	子育て支援企画係			(※3) 4	4				8	
	子育て支援推進担当					1			1	
	指導担当				(※3) 10				10	
	栄養指導担当					5			5	
	子育て支援課主査			1					1	
	子育て支援課計			28	21			49		
	中央区保育・子育て支援センター				(※3) 33	1		34		
	北区保育・子育て支援センター				(※3) 42	2		44		
	東区保育・子育て支援センター				(※3) 45	1		46		
	白石区保育・子育て支援センター				(※3) 51	3		54		
	厚別区保育・子育て支援センター				(※3) 52	2		54		
	豊平区保育・子育て支援センター				(※3) 55	1		56		
	認定こども園にじいろ				(※3) 29	1		30		
	南区保育・子育て支援センター				8			8		
	西区保育・子育て支援センター				(※3) 57	2		59		
	手稲区保育・子育て支援センター				(※3) 52	2		54		
	保育推進課		保育企画係	(※2) 6						6
			施設整備担当	4						4
保育料係			6						6	
保育推進課計			16				16			
施設運営課	運営係		(※3) 10						10	
	運営調整担当		1						1	
	給付係		7						7	
施設運営課計			18				18			
子育て支援部計			62	445	15	0	522			

局	部	課	係	事務職員	技術職員	業務職員	技能職員	計	
子ども未来局	児童相談所	地域連携課	管理係	(※2) 7	(※4) 3		1	11	
			運営指導担当	1				1	
			地域連携担当	1				1	
			企画担当	1				1	
			第二児童相談所担当	(※3) 2				2	
			調査担当	(※2) 23	2			25	
		地域連携課計			35	5	0	1	41
		家庭支援課	地域支援係	(※3) 16					16
			里親担当	1					1
			療育指導係		11				11
			一時保護一係	7	3			10	
			一時保護二係	4	7			11	
			一時保護三係	5	5			10	
		家庭支援課計			33	26			59
		相談判定一課	相談一係	(※3) 9					9
			相談二係	8					8
			相談三係	6					6
			相談四係	8					8
			判定係	11	1			12	
			判定担当	1				1	
		相談判定一課計			43	1			44
		相談判定二課	相談一係	(※3) 8					8
			相談二係	7					7
			相談三係	7					7
			判定係	8	1			9	
			判定担当	1				1	
		相談判定二課計			31	1			32
法務担当課			1				1		
児童相談所計			143	33	0	1	177		
子どもの権利救済事務局（調整担当）			2	0			2		
子ども未来局計			241	479	15	1	736		

注：人数は現員であるため、休職中、派遣及び兼務の人数は含まれない。

※1 局部課長職を含む。

※2 部課長職を含む。

※3 課長職を含む。

※4 部長職を含む。

### III 事務分掌

(令和5年7月1日現在)

#### 1 子ども育成部

<b>子ども育成部</b>
<b>子ども企画課</b>
庶務係
(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整 (2) 局長の秘書 (3) 公印の管理 (4) 部内及び子どもの権利救済事務局の経理 (5) 寄附金品の受理 (6) 局の広報に係る総括調整 (7) 児童相談所事務指導監査に関すること。 (8) 局内他部課係等の主管に属さないこと。
<b>施設保全担当係長</b>
(1) 局所管施設の保全・修繕等に関すること(シックハウス・耐震対策等含む。) (2) 局所管施設の整備に関すること。 (3) 児童会館の新築・改築・修繕(保全)計画に関すること(整備計画を含む。)
<b>企画係</b>
(1) 子どもに関する施策の調査、企画及び総括調整 (2) 第4次さっぽろ子ども未来プランに関すること。 (3) 札幌市子ども・子育て会議に関すること。 (4) 札幌市子どもの権利総合推進本部に関すること。 (5) ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度に係る助成金に関すること。
<b>子ども企画課放課後児童担当課長</b>
放課後児童係所管事務の総括調整に関すること。
<b>放課後児童係</b>
(1) 放課後児童健全育成事業に関すること。 (2) 児童会館・ミニ児童会館に関すること(児童会館・ミニ児童会館の整備に関するものを除く。) (3) 児童クラブに関すること。 (4) 放課後子ども教室事業に関すること。 (5) 児童クラブ利用料の徴収に関すること。 (6) 民間児童育成会に関すること。 (7) 放課後児童健全育成事業の利用統計に関すること。 (8) 児童遊園に関すること。
<b>整備事業推進担当係長</b>
(1) 児童会館・ミニ児童会館の整備に関すること。 (2) 児童会館・ミニ児童会館の環境改善に関すること (3) 学校統合に関すること
<b>子どもの権利推進課</b>
<b>子ども活動係</b>
(1) 子どもの健全育成に係る調査研究、事業の企画及び総括調整 (2) 少年団体の育成及び連絡調整に関すること。 (3) ジュニアリーダーの養成に関すること。

(4) (公社)札幌市子ども育成連合会の支援に関すること。 (5) 少年少女国際交流事業に関すること。 (6) 青少年キャンプ場に関すること。 (7) こども劇場に関すること。 (8) プレーパークに関すること。 (9) 子ども議会に関すること。 (10) 「子どもの体験活動の場」に関すること。 (11) (公財)さっぽろ青少年女性活動協会に関すること。 (12) ミニさっぽろに関すること (13) 課内他係の主管に属さないこと。
<b>子どもの権利推進担当係長</b>
(1) 子どもの権利の推進に関すること。 (2) 子どもの権利の啓発に関すること。 (3) 子どもの権利委員会に関すること。 (4) 子どもの権利に関する推進計画の進捗管理に関すること。 (5) いじめ防止対策推進法に定める重大事態に係る再調査に関すること。
<b>子どもの権利推進課子どものくらし・若者支援支援担当課長</b>
育成・支援担当係長及び子どものくらし支援担当係長所管事務の総括調整に関すること。
<b>育成・支援担当係長</b>
(1) 若者支援事業に関すること(若者支援施設の運営を含む。) (2) フリースクールなど民間施設の支援に関すること。 (3) 私学助成(幼稚園を除く。)に関すること。 (4) 少年育成指導員に関すること。 (5) 青少年育成委員会に関すること。 (6) 札幌市青少年育成大会(札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰を含む。)に関すること。 (7) 中学校区青少年健全育成推進会に関すること。 (8) 北海道青少年健全育成条例に関すること。 (9) 北海道青少年育成協会との調整に関すること。 (10) ヤングケアラーへの支援に関すること
<b>子どものくらし支援担当係長</b>
(1) 子どもの貧困対策の推進に関すること。 (2) 子どもの居場所づくりの促進に関すること。

#### 2 子育て支援部

<b>子育て支援部</b>
<b>子育て支援課</b>
事務係
主査〔調整〕
(1) 部の庶務・予算に関すること。 (2) 部の人事・労務管理に関すること。 (3) 部の経理に関すること。 (4) 部の会計年度任用職員及び非常勤職員の任用事務に関すること。

<p>(5) 市立保育所等の維持管理、施設運営、物品購入等に関すること（他係所管に係るものを除く。）。</p> <p>(6) 市立保育所入所児童に係る災害給付金等に関すること。</p> <p>(7) 部所管の公有財産の管理に関すること。</p> <p>(8) 部内の公務災害に関すること。</p> <p>(9) 衛生委員会に関すること。</p> <p>(10) 部内他課係等の主管に属しないこと。</p>
<p><b>医療的ケア児保育推進担当係長</b></p>
<p>医療的ケア児保育に関すること。</p>
<p><b>子育て家庭係</b></p>
<p>(1) 札幌市ひとり親家庭等自立促進計画に関すること。</p> <p>(2) 母子・父子福祉団体との連絡調整に関すること。</p> <p>(3) ひとり親家庭支援センターに関すること。</p> <p>(4) ひとり親家庭等日常生活支援事業に関すること。</p> <p>(5) ひとり親家庭学習支援ボランティア事業に関すること。</p> <p>(6) ひとり親家庭スマイル応援事業に関すること。</p> <p>(7) ひとり親家庭等自立支援給付事業に関すること。</p> <p>(8) 母子父子寡婦福祉資金に係る事務の総括調整及び母子父子寡婦福祉資金貸付会計の経理に関すること。</p> <p>(9) 母子・婦人相談員の総括調整に関すること。</p> <p>(10) 母子及び父子並びに寡婦福祉関係事務（前9号に掲げるものを除く。）の総括調整に関すること。</p> <p>(11) 児童福祉施設（母子生活支援施設に限る。次号から第19号までにおいて同じ。）の運営指導（施設運営）に関すること。</p> <p>(12) 児童福祉施設の事務費等保護単価の設定及び運営費の支弁に関すること。</p> <p>(13) 児童福祉施設に対する各種補助金の交付に関すること。</p> <p>(14) 児童福祉施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関すること。</p> <p>(15) 児童福祉施設施設入所者徴収金の改定及び収納対策に関すること。</p> <p>(16) 区保健福祉部に対する事務指導監査（母子及び父子並びに寡婦福祉法関係及び児童福祉施設関係事務等）に関すること。</p> <p>(17) 区保健福祉部職員等に対する研修（母子及び父子並びに寡婦福祉法関係及び児童福祉施設関係事務等）に関すること。</p> <p>(18) 児童福祉施設関係事務（前8号に掲げるものを除く。）の総括調整に関すること。</p> <p>(19) しらぎく荘に関すること。</p> <p>(20) 養育費確保支援に関すること。</p> <p>(21) ひとり親家庭サポート推進事業に関すること。</p>
<p><b>手当給付係</b></p>
<p>(1) 児童扶養手当の認定及び支給に関すること。</p> <p>(2) 児童手当支給事務に係る総括調整に関すること。</p> <p>(3) 災害遺児手当及び災害遺児入学等支度資金支給事務に係る総括調整に関すること。</p>
<p><b>調整担当係長</b></p>
<p>(1) 区保育・子育て支援センターの整備計画に関すること。</p> <p>(2) 市立保育所の再編に関すること。</p> <p>(3) 母子生活支援施設の整備に関すること。</p>

<p><b>手当給付係</b></p>
<p>(1) 児童扶養手当の認定及び支給に関すること。</p> <p>(2) 児童手当支給事務に係る総括調整に関すること。</p> <p>(3) 災害遺児手当及び災害遺児入学等支度資金支給事務に係る総括調整に関すること。</p>
<p><b>調整担当係長</b></p>
<p>(1) 区保育・子育て支援センターの整備計画に関すること。</p> <p>(2) 市立保育所の再編に関すること。</p> <p>(3) 母子生活支援施設の整備に関すること。</p>
<p><b>子育て支援課子育て支援推進担当課長</b></p>
<p>(1) 子育て支援企画係及び子育て支援推進担当係長所管事務の総括調整に関すること。</p>
<p><b>子育て支援企画係</b></p>
<p>(1) 地域子育て支援事業に係る事務の総括調整に関すること（子育て支援推進担当係長の所管に係るものを除く。）。</p> <p>(2) 札幌市子育て支援事業統計に関すること</p> <p>(3) 子育て支援推進ネットワーク協議会運営の総括に関すること</p> <p>(4) 子ども・子育て支援法に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の総括調整に関すること。</p> <p>(5) 区保育・子育て支援センター子育て支援係並びに区健康・子ども課子育て支援担当係に関する維持管理及び物品購入等に関すること（事務係所管のものを除く。）。</p> <p>(6) 子育て情報サイト及びアプリ、その他子育て支援事業の普及・啓発に関すること。</p> <p>(7) 子育てガイドの作成・発行に関すること</p> <p>(8) 特別奨学金事務の総括調整に関すること。</p> <p>(9) 助産施設に関すること。</p> <p>(10) 絵本基金「子ども未来文庫」事業に関すること。</p> <p>(11) さっぽろ親子絵本ふれあい事業の調整に関すること。</p> <p>(12) 子育て世帯の家事支援事業に関すること。</p>
<p><b>子育て支援推進担当係長</b></p>
<p>(1) さっぽろ市民子育て支援宣言の推進に関すること。</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法に定める利用者支援事業の総括調整に関すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て支援法に定める地域子育て支援拠点事業（地域主体の子育てサロン、まちなかキッズサロン“おどりんこ”など子育てサロン全般含む）に関する総括調整に関すること。</p> <p>(4) 父親による子育て推進事業に関すること。</p> <p>(5) 日曜ファミリー子育て広場（サンデーサロン）事業に関すること。</p> <p>(6) 次世代育成支援事業に関すること。</p> <p>(7) 各種研修の企画・実施（子育て支援担当職員、子育てアドバイザー、地域子育て支援拠点従事者など）に関すること。</p> <p>(8) 各種子育てボランティアの育成や活動、受入の調整に関すること。</p> <p>(9) 伴走型支援に関すること。</p>
<p><b>子育て支援課指導担当課長</b></p>
<p>(1) 指導担当係長及び栄養指導担当係長所管事務の総括調整に関すること。</p>

### Ⅲ 事務分掌

<p>(2) 市立保育所及び市立認定こども園(教育委員会所管に係るものを除く。)職員の人事、労務管理に係る総括調整に関すること。</p>	<p>(6) 市立保育所及び市立認定こども園の給食従事者等の研修に関すること。</p>
<p><b>指導担当係長(5)</b></p>	<p>(7) 市立保育所及び市立認定こども園の給食業務並びに食育推進に係る連携に関すること。</p>
<p>(1) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設、母子生活支援施設の運営指導(児童処遇)に関すること。</p>	<p>(8) 南区保育・子育て支援センターの食育推進に係る連携に関すること。</p>
<p>(2) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設に入所する児童の児童処遇等に係る苦情・相談に関すること。</p>	<p><b>子育て支援課幼保連携担当課長</b></p>
<p>(3) 認可保育所、認定こども園、及び地域型保育事業を実施する施設において保育又は教育に従事する者への研修の実施に関すること。</p>	<p>市立認定こども園の円滑な実施に係る調査研究及び総括調整に関すること。</p>
<p>(4) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園並びに地域型保育事業及び認可外保育を実施する施設で発生した事故の報告に関すること。</p>	<p><b>保育・子育て支援センター(中央・北・東・白石・厚別・豊平・西・手稲区)</b></p>
<p>(5) 地域型保育事業を実施する施設の巡回指導に関すること。</p>	<p>保育係</p>
<p>(6) 市立保育所及び市立認定こども園の保育士等の研修に関すること。</p>	<p>児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関すること。</p>
<p>(7) 市立保育所及び市立認定こども園の実習生及び職業体験受入の調整に関すること。</p>	<p>子育て支援係</p>
<p>(8) 市立保育所及び市立認定こども園の会議等に関すること。</p>	<p>(1) 地域子育て支援事業の実施に関すること。</p>
<p>(9) 保育所・幼稚園・小学校の連携に関すること。</p>	<p>(2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関すること。</p>
<p>(10) 障がい児保育認定及び認定審査会の計画・実施に関すること。</p>	<p><b>保育園(9園)</b></p>
<p>(11) 障がい児保育巡回指導及び障がい児保育巡回指導専門員の選任及び委嘱に関すること。</p>	<p>児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関すること。</p>
<p>(12) 障がい児保育研修会に関すること。</p>	<p><b>保育・子育て支援センター(南区)</b></p>
<p>(13) 医療的ケア児保育事業に関すること。</p>	<p>子育て支援係</p>
<p>(14) 認可外保育施設に対する保育内容の指導及び実態調査・相談・報告等に関すること。</p>	<p>(1) 地域子育て支援事業の実施に関すること。</p>
<p>(15) 認可外保育施設に従事する者への研修の実施に関すること。</p>	<p>(2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関すること。</p>
<p>(16) 認可外保育施設の施設対応、児童処遇、職員処遇に係る苦情・相談に関すること。</p>	<p><b>認定こども園にじいろ園長</b></p>
<p>(17) 認可外保育施設の開設状況に係る、ホームページ等を活用した、市民への情報提供に関すること。</p>	<p>保育教育係</p>
<p>(18) 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること(認可外保育施設及び企業主導型保育施設が実施する一時預かり、病児保育事業)。</p>	<p>(1) 児童福祉法に基づく保育を必要とする乳幼児の保育に関すること。</p>
<p>(19) 認可外保育施設に係る、補助金・支援金の申請及び支払いに関すること。</p>	<p>(2) 認定こども園法に基づく3歳以上の幼児期の学校教育に関すること。</p>
<p><b>栄養指導担当係長</b></p>	<p>(3) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく特別支援教育に関すること。</p>
<p>(1) 認可保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設の運営指導(給食運営)、給食関係施設整備に関すること。</p>	<p>(4) 研究実践園業務に関すること。</p>
<p>(2) 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設に従事する者の給食運営に係る研修の実施に関すること。</p>	<p>(5) 札幌市立認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学に関すること。</p>
<p>(3) 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設の食育、給食、食物アレルギー等の調査・研究に関すること。</p>	<p>子育て支援係</p>
<p>(4) 認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する施設の給食運営に係る相談、助言に関すること。</p>	<p>(1) 地域子育て支援事業の実施に関すること。</p>
<p>(5) 市立保育所及び市立認定こども園の食育関係会議等に関すること。</p>	<p>(2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関すること。</p>
	<p>(3) 札幌市認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学に関すること。</p>
	<p><b>子育て支援部支援制度担当部長</b></p>
	<p>保育推進課、施設運営課所管事務の総括調整に関すること。</p>
	<p><b>保育推進課</b></p>
	<p>保育企画係</p>
	<p>(1) 担当部内の庶務・予算のとりまとめに関すること(事務係所管のものを除く。)</p>
	<p>(2) 第4次さっぽろ子ども未来プラン第5章需給計画(「教育・保育」部分のみ。)の進捗管理及び供給確保策の検討に関すること。</p>
	<p>(3) 待機児童対策施策の調整に関すること。</p>

<p>(4) 子ども・子育て支援法に定める利用者支援事業のうち、保育コーディネーターに関すること。</p> <p>(5) 保育士確保事業に関すること。</p> <p>(6) 保育サービスに係る新規事業の企画調整に関すること。</p> <p>(7) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の入所事務の総括調整に関すること。</p> <p>(8) 子ども・子育て支援法に係る保育の必要性の認定に関すること。</p> <p>(9) 子ども・子育て支援新制度システムの保守に関すること(他係に属するものを除く。)</p> <p>(10) 区保健福祉部に対する事務指導監査(児童福祉法関係及び特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の入所事務指導監査)に関すること。</p> <p>(11) 区保健福祉部職員等に対する研修(児童福祉法現業員等への基礎研修、保育所事務等)に関すること。</p> <p>(12) 保育推進課の他の職員に属さないこと。</p>
<b>施設整備担当係長</b>
<p>(1) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の認可基準に関すること。</p> <p>(2) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認事務に関すること。</p> <p>(3) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の廃止、休止及び変更の承認等に関すること。</p> <p>(4) 子ども・子育て会議認可・確認部会の庶務に関すること。</p> <p>(5) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備計画に関すること。</p> <p>(6) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備に関すること。</p> <p>(7) 私立の教育・保育施設及び地域型保育事業の整備費補助に関すること。</p>
<b>保育料係</b>
<p>(1) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額の制度設計に関すること。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額の賦課決定に関すること。</p> <p>(3) 市徴収利用者負担額(保育所保育料及び認定こども園にじいろ)の収納管理に関すること。</p> <p>(4) 市徴収利用者負担額の滞納者に対する納付指導、納付相談及び滞納処分に関すること。</p> <p>(5) 特定子ども・子育て支援施設等の利用にかかる給付に関すること。</p> <p>(6) 子ども・子育て支援法に定める実費徴収(副食費に限る)補足給付事業に関すること。</p> <p>(7) 札幌市子ども・子育て支援事務センターへの委託統括に関すること(他係の所管を除く)</p>
<b>施設運営課</b>
<b>運営係</b>
<p>(1) 私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営及び施設設備等の基準に関すること。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設の運営指導(施設運営)に関すること。</p>

<p>(3) 市立保育所及び市立小規模保育事業に係る指定管理者制度に関すること。</p> <p>(4) 札幌市保育園医研究会の運営に関すること。</p> <p>(5) 保育所等(市立保育所を除く。)における園医等の選任に係る医師会等との連絡調整に関すること。</p> <p>(6) 市有地賃付に係る渉外のうち保育所等の運営に関すること。</p> <p>(7) 保育センターの運営管理に関すること。</p> <p>(8) 子ども・子育て支援法に定める時間外保育事業(私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設が実施するものに限る。)の総括調整に関すること。</p> <p>(9) 子ども・子育て支援法に定める一時預かり事業(私立の特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設が実施するものに限る。)の総括調整に関すること。</p> <p>(10) 私立幼稚園における一時預かり事業に関すること。</p> <p>(11) 子育て支援員の総括調整に関すること。</p> <p>(12) 課内他係の主管に属しないこと。</p>
<b>運営調整担当係長</b>
<p>(1) 病後児デイサービス事業に関すること。</p> <p>(2) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設への市単費補助事業(制度)に関すること。</p> <p>(3) 私立学校(幼児教育に係る施設に限る。)の助成に関すること。</p> <p>(4) 札幌市私立幼稚園連合会との連絡調整に関すること(他係の所管に係るものを除く。)</p> <p>(5) 子ども・子育て支援法に定める実費徴収(副食費を除く。)に係る補足給付事業(制度)に関すること。</p> <p>(6) 札幌市私立保育連盟等、認可保育所団体、保育連絡会との連絡調整に関すること。</p>
<b>給付係</b>
<p>(1) 施設型給付費及び地域型保育給付費の給付に関すること。</p> <p>(2) 地域子ども・子育て支援事業費の交付に関すること(他係所管に係るものを除く。)</p> <p>(3) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業を実施する施設に対する市単費補助の交付に関すること。</p> <p>(4) 施設型給付及び地域型保育給付の予算編成に関すること。</p> <p>(5) 支弁(給付)要綱の管理に関すること。</p>

### 3 児童相談所

<b>児童相談所</b>
<b>地域連携課</b>
<b>管理係</b>
<p>(1) 部の庶務・予算に関すること。</p> <p>(2) 部の人事・労務管理に関すること。</p> <p>(3) 部の経理に関すること。</p> <p>(4) 部の会計年度任用職員の任用事務に関すること。</p> <p>(5) 公印の管理に関すること。</p> <p>(6) 業務用車両の運行管理に関すること。</p> <p>(7) 庁舎等の維持管理及び公有財産の管理に関すること。</p> <p>(8) 児童相談所業務等に係る統計及び報告に関すること。</p>

### Ⅲ 事務分掌

<p>(9) 一時保護所入所児童に対する給食の提供並びに栄養相談及び栄養指導に関すること。</p> <p>(10) 児童福祉施設(保育所、母子生活支援施設及び助産施設を除く。)及び里親等に対する措置費の支弁に関すること。</p> <p>(11) 被措置児童に係る医療費の支弁に関すること。</p> <p>(12) 被措置児童に係る市単独事業の実施に関すること。</p> <p>(13) 児童福祉施設入所者負担金の徴収に関すること。</p> <p>(14) 道立児童自立支援施設負担金の支弁等に関すること。</p> <p>(15) 障がい児施設等に対する施設給付費の支弁に関すること。</p> <p>(16) 子ども安心ホットラインの運用に関すること。</p> <p>(17) 部内他課系の主管に属しないこと。</p>	<p>児童相談所及び中央区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
<b>運営指導担当係長</b>	<b>北区地域連携担当課長</b>
<p>(1) 児童福祉施設(障がい児施設、保育所、母子生活支援施設、助産施設及び児童厚生施設を除く。次号から第8号までにおいて同じ。)の整備計画及び整備に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関すること。</p> <p>(3) 児童福祉施設の運営指導に関すること。</p> <p>(4) 児童福祉施設に対する補助金の交付に関すること。</p> <p>(5) 児童福祉施設に係る社会福祉法人の定款変更に関すること。</p> <p>(6) 児童福祉施設に係る公有財産の管理に関すること。</p> <p>(7) 児童福祉施設入所者に係る苦情・相談に関すること。</p> <p>(8) 児童福祉施設事務費等保護単価の設定に関すること。</p> <p>(9) 子育て短期支援事業の総括調整に関すること。</p> <p>(10) 学習等支援事業に関すること。</p> <p>(11) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業に関すること。</p> <p>(12) 養子縁組あっせん事業に関すること。</p> <p>(13) 社会的養護自立支援事業に関すること。</p> <p>(14) 被措置児童等虐待に関すること。</p> <p>(15) その他特命事項に関すること。</p>	<p>児童相談所及び北区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
<b>地域連携担当係長</b>	<b>東区地域連携担当課長</b>
<p>(1) 区家庭児童相談室との連携及び連絡調整等に関すること。</p> <p>(2) 札幌市要保護児童対策地域協議会に関すること。</p> <p>(3) 養育支援員派遣事業に関すること。</p> <p>(4) 児童虐待予防に係る広報、啓発に関すること。</p> <p>(5) オレンジリボン地域協力員制度の運用に関すること。</p> <p>(6) その他特命事項に関すること。</p>	<p>児童相談所及び東区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
<b>企画担当係長</b>	<b>白石区地域連携担当課長</b>
<p>(1) 札幌市児童相談体制強化プランに関すること。</p> <p>(2) 社会的養育推進計画に関すること。</p> <p>(3) その他特命事項に関すること。</p>	<p>児童相談所及び白石区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
<b>第二児相相談所担当課長</b>	<b>厚別区地域連携担当課長</b>
<p>第二児童相談所担当係長所管事務の総括調整に関すること。</p>	<p>児童相談所及び厚別区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
<b>第二児童相談所担当係長</b>	<b>豊平区地域連携担当課長</b>
<p>(1) 第二児童相談所の整備に関すること。</p> <p>(2) その他特命事項に関すること。</p>	<p>児童相談所及び豊平区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
<b>中央区地域連携担当課長</b>	<b>清田区地域連携担当課長</b>
	<p>児童相談所及び清田区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
	<b>南区地域連携担当課長</b>
	<p>児童相談所及び南区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
	<b>西区地域連携担当課長</b>
	<p>児童相談所及び西区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
	<b>手稲区地域連携担当課長</b>
	<p>児童相談所及び手稲区家庭児童相談室相互の連携、調整に関すること。</p>
	<b>緊急対応担当部長</b>
	<p>緊急対応担当課長所管事務の総括調整に関すること。</p>
	<b>緊急対応担当課長</b>
	<p>調査担当係長所管事務の総括調整に関すること。</p>
	<b>調査担当係長(8)</b>
	<p>(1) 児童虐待に係る総括に関すること。</p> <p>(2) 児童虐待通告に係る相談及び調査等に関すること。</p> <p>(3) 被虐待児の緊急一時保護の実施に関すること。</p> <p>(4) 通告情報の入力・管理に関すること。</p> <p>(5) 子ども支援推進会議(教育委員会との連携)に関すること。</p> <p>(6) アセスメントツールに関すること。</p> <p>(7) 警察との連携に関すること。</p> <p>(8) 児童の臓器移植に関すること。</p>
	<b>家庭支援課</b>
	<b>地域支援係</b>
	<p>(1) 児童養護施設等への措置児童の進行管理に関すること。</p> <p>(2) 児童福祉法第56条に基づく費用徴収額確認に関すること。</p> <p>(3) 子ども・子育て会議処遇部会の実施等に関すること(児童の措置等に限る。)</p>

<p>(4) 児童福祉法第 28 条及び第 33 条に基づく家庭裁判所への申立事案の進行管理に関する事。</p> <p>(5) 市内・市外児童養護施設との各種調整等に関する事。</p> <p>(6) メンタルフレンド事業に関する事。</p> <p>(7) 課の庶務等に関する事。</p> <p>(8) 児童票の管理に関する事。</p>	<p><b>判定係</b></p> <p>(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関する事。</p> <p>(2) 判定書等諸証明の交付に関する事。</p> <p>(3) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関する事。</p> <p>(4) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関する事。</p> <p>(5) 医学診断に関する事。</p>
<p><b>里親担当係長</b></p> <p>(1) 里親の登録・助言・研修・その他援助・指導に関する事。</p> <p>(2) 里親・ファミリーホーム・乳児院との各種調整に関する事。</p> <p>(3) 里親支援機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(4) 里親支援体制の構築に関する事。</p>	<p><b>相談判定二課</b></p>
<p><b>療育指導係</b></p> <p>(1) 発達に心配のある子どもの療育支援に関する事。</p> <p>(2) 先天性障がい児の早期療育支援に関する事。</p>	<p><b>相談一係</b></p> <p>(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関する事。</p> <p>(2) 弁護士による法律相談の運用に関する事。</p> <p>(3) 未成年後見人申立事案の進行管理、未成年後見人支援事業の総括に関する事。</p>
<p><b>一時保護担当課長</b></p> <p>一時保護一係、一時保護二係及び一時保護三係所管事務の総括調整に関する事。</p>	<p><b>相談二係</b></p> <p>(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関する事。</p> <p>(2) 一時保護児童の健康診断の進行管理に関する事。</p>
<p><b>一時保護一係</b></p>	<p><b>相談三係</b></p> <p>児童及び家庭についての相談調査、指導及び措置事務に関する事。</p>
<p><b>主査〔一時保護〕</b></p> <p>(1) 緊急一時保護に関する事。</p> <p>(2) 一時保護児童の行動観察に関する事。</p> <p>(3) 短期入所による生活指導に関する事。</p>	<p><b>判定係</b></p> <p>(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関する事。</p> <p>(2) 判定書等諸証明の交付に関する事。</p> <p>(3) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関する事。</p> <p>(4) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関する事。</p>
<p><b>一時保護二係</b></p> <p>(1) 緊急一時保護に関する事。</p> <p>(2) 一時保護児童の行動観察に関する事。</p> <p>(3) 短期入所による生活指導に関する事。</p>	<p><b>法務担当課長</b></p> <p>法務に関する事。</p>
<p><b>一時保護三係</b></p> <p>(1) 緊急一時保護に関する事。</p> <p>(2) 一時保護児童の行動観察に関する事。</p> <p>(3) 短期入所による生活指導に関する事。</p>	<p><b>医事担当部長</b></p> <p>(1) 診察、医学的検査による子どもの診断(虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断)に関する事。</p> <p>(2) 子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導に関する事。</p> <p>(3) 医学的治療に関する事。</p> <p>(4) 児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導に関する事。</p> <p>(5) 一時保護している子どもの健康管理に関する事。</p> <p>(6) 医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整に関する事。</p>
<p><b>相談判定一課</b></p>	<p><b>医務担当部長(3)</b></p> <p>(1) 児童相談所の医学診断に関する事。</p> <p>(2) その他特命事項に関する事。</p>
<p><b>相談一係</b></p> <p>(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関する事。</p> <p>(2) 児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホームとの各種調整等に関する事。</p>	<p><b>4 子どもの権利救済事務局</b></p>
<p><b>相談二係</b></p> <p>(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関する事。</p> <p>(2) 障がい児入所給付費管理システムに関する事。</p>	<p><b>子どもの権利救済事務局</b></p>
<p><b>相談三係</b></p> <p>児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関する事。</p>	<p><b>次長</b></p>
<p><b>相談四係</b></p> <p>(1) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関する事。</p> <p>(2) (福祉型・医療型)障害児入所施設との各種調整等に関する事。</p>	

### Ⅲ 事務分掌

---

#### 調整担当係長

- (1) 子どもの権利救済制度の調査研究に関すること。
- (2) 子どもの権利侵害の相談及び救済の申立て等の処理に係る事務手続に関すること。
- (3) 事務局の庶務に関すること。
- (4) 子どもの権利救済委員、調査員及び相談員の庶務に関すること。

## IV 令和5年度予算概要(当初予算)

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
子ども未来局	122,727,021	126,762,925	△ 4,035,904	△3.2%
子ども育成部	8,669,226	8,403,040	266,186	3.2%
<b>少年活動推進費</b>	<b>356,798</b>	<b>( 357,982)</b>		
少年団体活動促進費	106,000	ジュニアリーダーの養成等を通じた少年団体活動の促進及び支援		
少年健全育成推進費	44,158			
少年育成指導員費	49,536	市内巡回による子どもたちの問題行動（喫煙・怠学等）に対する指導、声かけ等の実施		
子どもの権利推進費	9,000	子どもの権利の普及啓発、子どもの権利委員会の開催、まちづくり等への子どもの参加の促進等		
子どもの権利救済機関運営管理費	42,804	権利侵害から子どもを救済する機関の運営管理		
子どもの学びの環境づくり補助金	24,000	不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール等民間施設に対する支援		
プレーパーク推進費	4,300	既存の公園等を活用し、規制を極力排除した子どもの遊び場「プレーパーク」の推進		
子どもの体験活動の場支援費	30,000	旧真駒内緑小学校の跡施設における子どもが主体的に体験活動を行う場の提供		
子どもの貧困対策推進費	31,000	困難を抱える子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげる「子どもの暮らし支援コーディネート事業」の実施等		
子どもの居場所づくり支援費	6,000	子ども食堂等の子どもの居場所づくりや見守り活動の実施に係る費用補助等		
ヤングケアラー支援推進費	10,000	ヤングケアラーの周知啓発、理解促進のための研修の実施及び居場所機能と相談支援機能を持つ交流サロンの開催		
<b>少年少女国際交流費</b>	<b>6,500</b>	<b>( 7,000)</b>		
少年少女国際交流費	6,500	シンガポール少年少女交流事業 派遣14人 姉妹都市少年少女交流事業 受入れ20人		
<b>こども劇場運営管理費</b>	<b>70,103</b>	<b>( 73,576)</b>		
こども劇場運営管理費	70,103	2館		

#### IV 令和5年度予算概要

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
<b>児童健全育成費</b>	<b>687,000</b>	( <b>621,000</b> )		
札幌市児童育成会運営補助金	687,000	民間児童育成会 44か所 上記以外の届出事業所 5か所		
<b>子ども育成関係費</b>	<b>184,897</b>	( <b>181,738</b> )		
子ども育成関係事務費	32,297			
育児休業等取得助成費	28,000	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業への助成金の支給		
さっぽろ子ども未来プラン推進費	8,600	「さっぽろ子ども未来プラン」の進行管理等		
児童福祉施設等感染症対策費	97,000	児童会館、ミニ児童会館、民間児童育成会等における新型コロナウイルス感染症の予防対策強化		
困難を抱える若年女性支援費	19,000	様々な困難を抱える若年女性を対象としたアウトリーチ型支援の実施等		
<b>児童会館運営管理費</b>	<b>6,246,321</b>	( <b>6,081,622</b> )		
児童会館運営管理費	3,950,157	109か所		
ミニ児童会館等運営管理費	2,271,094	90か所		
放課後子ども教室事業費	9,570	3か所		
児童クラブ医療的ケア児受入費	6,800	医療的ケア児を受け入れる児童クラブに対する看護師派遣		
児童クラブ昼食提供費	8,700	児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供の実施		
<b>児童会館整備費</b>	<b>816,000</b>	( <b>770,000</b> )		
児童会館整備費	769,000	児童会館の工事 6か所、基本・実施設計 5か所、解体 4か所等		
ミニ児童会館整備費	47,000	面積拡充 2か所、実施設計 2か所等		
<b>私立学校等補助金</b>	<b>100,000</b>	( <b>88,400</b> )		
私立学校教育振興補助金	100,000	学校規模に応じた補助金及びふるさと納税制度による寄附金を活用した補助金の交付		

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
<b>若者支援施設運営管理費</b>	<b>197,507</b>	( <b>197,622</b> )		
若者支援施設運営管理費	197,507	若者支援総合センター、若者活動センター4館の運営管理		
<b>若者支援推進費</b>	<b>4,100</b>	( <b>4,100</b> )		
若者の社会的自立促進費	4,100	教育格差解消のための高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援		
<b>その他</b>	<b>0</b>	( <b>20,000</b> )		
子育て支援部	107,426,662	111,634,519	△ 4,207,857	△3.8%
<b>助産施設費</b>	<b>82,973</b>	( <b>84,647</b> )		
助産施設費	82,973	5か所		
<b>母子生活支援施設関係費</b>	<b>515,316</b>	( <b>398,686</b> )		
母子生活支援施設運営費	280,316	5か所		
母子生活支援施設改築補助金	235,000	老朽化が進む母子生活支援施設の改築に対する補助 1か所		
<b>災害遺児手当支給費</b>	<b>4,738</b>	( <b>5,072</b> )		
災害遺児手当支給費	4,738	災害遺児手当、入学等支度資金		
<b>助産施設運営費補助金</b>	<b>6,600</b>	( <b>6,300</b> )		
助産施設運営費補助金	6,600			
<b>児童福祉事業費</b>	<b>1,087,483</b>	( <b>1,350,616</b> )		
児童福祉関係事務費	105,902			
母子・婦人相談員費	65,734			
母子緊急一時保護費	7,171			
ひとり親家庭支援センター等運営費	41,276	ひとり親家庭支援センターの運営及びひとり親家庭等日常生活支援事業の実施		

IV 令和5年度予算概要

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業費	6,900		ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援及び生活相談の実施	
ひとり親家庭自立支援給付金	302,000		ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金の支給並びに高等学校卒業程度認定試験合格支援	
児童福祉施設等感染症対策費	554,000		保育所等における新型コロナウイルス感染症の予防対策強化	
ひとり親家庭等養育費確保支援費	4,500		ひとり親家庭等の子どもの養育費確保に向けた取決めや手続に関する費用の補助	
<b>災害遺児基金造成費</b>	<b>3,816</b>	<b>( 4,641)</b>		
災害遺児基金造成費	3,816		5年度末基金現在高見込 571百万円	
<b>特別奨学金支給費</b>	<b>13,000</b>	<b>( 15,000)</b>		
特別奨学金支給費	13,000		技能習得資金、入学支度資金	
<b>特別奨学基金造成費</b>	<b>3,788</b>	<b>( 2,603)</b>		
特別奨学基金造成費	3,788		5年度末基金現在高見込 695百万円	
<b>児童手当支給費</b>	<b>24,025,311</b>	<b>( 24,247,933)</b>		
児童手当費	24,011,510		中学校卒業までの児童を養育する父母等に支給（児童一人当たり） 3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了まで 月額10,000円（第3子以降 月額15,000円） 中学生 月額10,000円 所得制限世帯（標準世帯で年収960万円以上）は一律月額5,000円 所得制限を超過する世帯（標準世帯で年収1,200万円以上）は支給なし	
児童手当支給事務費	13,801			
<b>児童扶養手当支給費</b>	<b>8,236,762</b>	<b>( 8,725,313)</b>		
児童扶養手当費	8,177,926			
児童扶養手当支給事務費	58,836			

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
<b>公立施設運営費</b>	<b>1,467,282</b>	<b>( 1,474,730)</b>		
公立保育所等運営費	1,369,502	公立保育所 12か所、区保育・子育て支援センター 9か所		
市立認定こども園運営費	58,180	1か所		
公立保育所等医療的ケア児保育費	34,000	専任看護師の配置 5か所		
公立保育所冷房設備設置費	5,600	冷房設備が完備されていない公立保育所等13施設における、電気設備等の状況に係る現地調査の実施		
<b>施設型給付費</b>	<b>55,396,868</b>	<b>( 56,937,221)</b>		
公立保育所等給付費	1,694,305	33か所		
私立教育・保育施設給付費	53,384,102	502か所		
市立幼稚園給付費	318,461	9か所		
<b>私立施設補助金</b>	<b>4,335,000</b>	<b>( 4,740,155)</b>		
私立保育所等補助金	3,166,000	国の定める基準を上回る保育士等を配置する保育施設に対する補助等		
私立幼稚園等補助金	730,000	特別な教育的支援を要する幼児の保育に関わる教員の人件費及び教材教具・管理用備品の購入費等の補助		
障がい児・医療的ケア児保育補助金	369,000	私立保育所等における障がい児・医療的ケア児の受入体制整備に対する補助		
保育施設設備等導入補助金	70,000	保育士の業務負担の軽減や良好な保育環境の確保のための機器・設備の導入に係る費用の補助		
<b>施設運営総務費</b>	<b>564,106</b>	<b>( 497,728)</b>		
保育士等支援費	43,000	保育士の就職支援等を行う「札幌市保育人材支援センター」の運営、合同施設説明会・面接会及び人材定着化研修の実施等		
施設運営事務費	88,369			
保育料収納事務関係費	35,737			

IV 令和5年度予算概要

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
保育人材確保緊急対策費	397,000	保育人材の確保・就労継続支援に向けた各種補助等		
<b>施設整備費</b>	<b>1,981,000</b>	<b>( 3,364,145)</b>		
私立保育所整備等補助金	873,000	私立保育所の整備等に対する補助 新築 1か所 定員増 90人 増改築 3か所 定員増 90人 賃貸 1か所 定員増 60人		
公立保育所等整備費	35,000	旧あけぼの保育園、旧豊園保育園等の解体・撤去		
認定こども園整備補助金	1,073,000	認定こども園の整備に対する補助 新築 1か所 定員増 90人 増築 1か所 定員増 12人 移行 4か所 定員増 68人		
<b>地域型保育給付費</b>	<b>5,656,225</b>	<b>( 5,589,550)</b>		
地域型保育給付費	5,656,225	一定の基準を満たす定員6人から19人までの小規模保育を行う事業者、居宅等で保育を行う家庭的保育事業者等に対する運営費 150か所		
<b>地域子ども・子育て支援事業費</b>	<b>4,046,394</b>	<b>( 4,150,179)</b>		
保育ニーズコーディネート費	28,837	各区に配置された保育コーディネーターによる子育て世帯に対する多様な保育サービスの情報提供		
子育てサロン運営費	277,000	児童会館やNPO等で実施している常設子育てサロンへの補助等、ひろば型子育てサロン運営団体による家庭訪問型子育て支援事業の実施		
子育て援助活動支援費	63,000	登録会員制度による子どもの日常的な預かり支援及び病児・病後児や緊急時の預かり支援		
一時預かり事業費	893,000	保育所や幼稚園等において実施する一時預かり事業に対する補助 595か所 うち2歳児定期利用 3か所		
病後児デイサービス事業費	82,000	病後児デイサービス事業の医療機関等への運営委託及び新規開設事業者への開設準備に係る補助 8か所		
時間外保育事業費	387,000	時間外保育を実施している施設に対する補助 524か所		

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
地域子育て支援費	42,106		各区こそだてインフォメーション等における子育て相談、講座等の実施及び地域での子育て支援に係る取組支援	
さっぽろ親子絵本ふれあい費	8,800		乳幼児健診時における絵本の配布、家庭での絵本の読み聞かせに関する情報発信の実施	
実費徴収に係る補足給付費	25,000		教育・保育施設に通う低所得世帯等に対する給食費、教材費等の一部補助	
認可外保育施設等利用給付費	750,229		国による保育料無償化に係る認可外保育施設等利用者への保育料分（基準額を上限とする）の補助	
子ども・子育て支援事務センター運営費	317,422		幼児教育・保育の無償化に伴う業務等を行う「子ども・子育て支援事務センター」の運営	
私立幼稚園施設等利用給付費	1,150,306		国による保育料無償化に係る私学助成園利用者への保育料分（基準額を上限とする）の補助	
父親による子育て推進費	2,700		父親の積極的な子育てを推進するための情報発信等	
子育て情報サイト関連費	7,800		さっぽろ子育て情報サイト、AIチャットボット等の運営費	
子育て支援関連費	11,194		さっぽろ子育てガイドの発行やさっぽろ市民子育て支援宣言の普及啓発等、子育て支援の推進に係る取組の実施	
<b>その他</b>	<b>0</b>	<b>( 40,000)</b>		
児童相談所	6,631,133	6,725,366	△ 94,233	△1.4%
<b>児童相談所運営管理費</b>	<b>1,738,843</b>	<b>( 2,069,204)</b>		
児童相談所運営管理費	190,062			
一時保護関係費	313,291			
里親制度促進費	56,000		里親の新規開拓、里親制度の普及啓発、里親ショートステイ等	
家庭児童相談室費	80,596		区家庭児童相談室での児童虐待防止等に係る相談業務、支援体制強化等	
児童自立支援施設運営費負担金	29,127		北海道立大沼学園、向陽学院	

IV 令和5年度予算概要

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
療育支援費	39,310			
児童虐待防止対策費	41,000		児童虐待の防止及び早期発見のための体制強化等	
庁舎維持管理費	96,102			
子育て短期支援費	17,613		児童養護施設等における短期預かり支援、養育状態の改善等に向けた家事・育児支援	
子ども安心ネットワーク強化費	138,000		虐待通告や養護相談の増大に対応する相談体制の強化	
社会的養護体制整備費	331,000		家庭的な養育環境の推進のための児童養護施設の改築等に対する補助	
児童相談体制強化費	11,000		児童相談所における相談関係職員研修の充実等の第3次児童相談体制強化プランに掲げる取組の推進	
仮称) 第二児童相談所整備費	200,000		仮称) 第二児童相談所の工事費並びに仮設一時保護所及び仮事務所の運営費	
児童福祉施設等感染症対策費	28,000		児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の予防対策強化	
子育てデータ管理プラットフォーム運営費	16,937		児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健情報システムの情報を連携させるためのシステム保守等	
児童虐待防止対策事務費	23,805			
児童養護施設等体制強化費	127,000		児童養護施設等の職員の支援を行う者等の配置に係る補助等	
<b>児童福祉施設措置費</b>	<b>4,440,721</b>	<b>( 4,219,120)</b>		
児童福祉施設措置費	4,327,721		児童養護施設等	
社会的養護自立支援費	102,000		18歳から22歳までの児童養護施設等の措置解除者への居住支援及び生活支援並びに自立に向けた支援コーディネーターの配置	
施設入所児童等進学支援費	11,000		児童養護施設等の入所児童に対する進学支援	
<b>児童福祉施設給付費</b>	<b>451,569</b>	<b>( 437,042)</b>		
児童福祉施設給付費	451,569		障害児施設の利用契約制度における経費のうち札幌市負担部分等	

## 母子父子寡婦福祉資金貸付会計

( ) 内は前年度予算額を示す 単位：千円

〈子ども未来局〉部・事業名	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率
子ども未来局	121,000	280,000	△ 159,000	△56.8%
子育て支援部	121,000	280,000	△ 159,000	△56.8%
<b>母子福祉資金貸付金</b>	<b>26,406</b>	( <b>29,674</b> )		
母子福祉資金貸付金	26,406	修学資金等 12種類 貸付件数 59件		
<b>寡婦福祉資金貸付金</b>	<b>5,000</b>	( <b>5,000</b> )		
寡婦福祉資金貸付金	5,000	修学資金等 12種類 貸付件数 10件		
<b>父子福祉資金貸付金</b>	<b>3,000</b>	( <b>3,000</b> )		
父子福祉資金貸付金	3,000	修学資金等 12種類 貸付件数 4件		
<b>事務費</b>	<b>20</b>	( <b>20</b> )		
事務費	20			
<b>公債償還費</b>	<b>86,574</b>	( <b>242,306</b> )		
公債償還費	86,574	令和3年度剰余金の償還基準額超過による 返還		